

不用品売却処分（フォークリフトほか10台）仕様書

1 不用品に関する事項（内訳は以下のとおり。詳細は別添資料のとおり。）

№.1 フォークリフト（秋田市 う 763）
(1) リサイクル料金 なし (2) 保管場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1-1(秋田市総合環境センター敷地内) (3) 担当課等 総合環境センター 平田（電話 018-839-4816） (4) 車両の概要 ア 車台番号 KF2C-70247、型式認定番号 特-533、登録年月 平成14年3月、 車名 三菱、総排気量 1,468cc イ 解体処分とすること。部品取り可。
№.2 グレーダー（秋田00 ま 4819）
(1) リサイクル料金 なし (2) 保管場所 秋田市寺内字蛭根85-9（道路維持課車庫） (3) 担当課等 道路維持課 玉井 寛（電話 018-853-5341） (4) 車両の概要 ア 車台番号 G70A4A-11329、型式 G70A4A、原動機の型式 6D125、 初度登録年月 平成4年11月、車名 小松、車体の形状 グレーダ イ 解体処分に限る。部品取り不可。自走不可。
№.3 スノーロータリー（秋99 さ 387）
(1) リサイクル料金 なし (2) 保管場所 秋田市寺内字蛭根85-9（道路維持課車庫） (3) 担当課等 道路維持課 玉井 寛（電話 018-853-5341） (4) 車両の概要 ア 車台番号 HTR201-559、型式 HTR201、原動機の型式 PE6、 初度登録年月 昭和62年10月、車名 ニッセキ、車体の形状 ロータリ除雪自 動車 イ 解体処分とすること。部品取り不可。自走不可。

№. 4 スノーロータリー (秋 9 9 さ 2 9 0)

- (1) リサイクル料金 なし
- (2) 保管場所 秋田市寺内字蛭根85-9 (道路維持課車庫)
- (3) 担当課等 道路維持課 玉井 寛 (電話 018-853-5341)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号 HTR80-032、型式 HTR80、原動機の型式 4BD1、
初度登録年月 昭和59年11月、車名 ニッセキ、車体の形状 ロータリ除雪自動車
 - イ 解体処分とすること。部品取り不可。自走不可。

№. 5 ダンプトラック (秋田 4 0 0 す 9 0 1 1)

- (1) リサイクル料金 預託済み 9,450円
- (2) 保管場所 秋田市寺内字蛭根85-9 (道路維持課車庫)
- (3) 担当課等 道路維持課 玉井 寛 (電話 018-853-5341)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号 FG70EB-501598、型式 KK-FG70EBD、原動機の型式 4M51、
初度登録年月 平成16年5月、車名 三菱、車体の形状 ダンプ
 - イ 解体処分とすること。部品取り不可。自走不可。

№. 6 凍結防止剤散布車 (秋田 8 0 0 は 4 3 9)

- (1) リサイクル料金 預託済み 11,240円
- (2) 保管場所 秋田市寺内字蛭根85-9 (道路維持課車庫)
- (3) 担当課等 道路維持課 玉井 寛 (電話 018-853-5341)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号 FSS35D3J-7000037、型式 PB-FSS35D3J、原動機の型式 6HL1、
初度登録年月 平成17年11月、車名 いすゞ、車体の形状 道路作業車
 - イ 解体処分とすること。部品取り不可。自走不可。

№. 7 凍結防止剤散布車 (秋田 800 は 187)

- (1) リサイクル料金 預託済み 9,140円
- (2) 保管場所 秋田市寺内字蛭根85-9 (道路維持課車庫)
- (3) 担当課等 道路維持課 玉井 寛 (電話 018-853-5341)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号 FSS33D4J7000085、型式 KK-FSS33D4J、原動機の型式 6HH1、
初度登録年月 平成14年3月、車名 いすゞ、車体の形状 道路作業車
 - イ 解体処分とすること。部分取り不可。自走不可。

№. 8 軽自動車 (秋田 580 こ 5977)

- (1) リサイクル料金 預託済み 8,640円
- (2) 保管場所 秋田市向浜一丁目13-1 (汚泥再生処理センター車庫(旧処理棟側))
- (3) 担当課等 廃棄物対策課 倉田 陸朗 (電話 018-888-5713)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号 L285S-2004513、型式 DBA-L285S、原動機の型式 KF、
初度登録年月 平成20年6月、車名 ダイハツ、車体の形状 箱型
 - イ 解体処分に限る。部品取り不可。

№. 9 消防自動車 (秋田 88 す 5599)

- (1) リサイクル料金 預託済み 5,070円
- (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1 (土崎消防署外旭川出張所敷地内)
- (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 利部 孝司 (電話 018-823-4243)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号 FE538B420098、型式 KC-FE538B、原動機の型式 4D35、
初度登録年月 平成7年12月、車名 三菱、車体の形状 消防車
 - イ 消防車両のため解体処分とすること。部品取り不可。

№. 10 消防自動車 (秋田 88 す 3768)

- (1) リサイクル料金 預託済み 5,070円
- (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1 (土崎消防署外旭川出張所敷地内)
- (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 利部 孝司 (電話 018-823-4243)
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号 FG337C490032、型式 U-FG337C改、原動機の型式 4D33、
初度登録年月 平成5年9月、車名 三菱、車体の形状 消防車
 - イ 消防車両のため解体処分とすること。部品取り不可。

N o . 1 1 小型動力ポンプ車（秋田800 す 674）

- (1) リサイクル料金 預託済み 11,910円
- (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内）
- (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 利部 孝司（電話 018-823-4243）
- (4) 車両の概要
 - ア 車台番号 NHS85-7004736、型式 SKG-NHS85AN、原動機の型式 4JJ1、
初度登録年月 平成24年1月、車名 いすゞ、車体の形状 消防車
 - イ 消防車両のため解体処分とすること。部品取り不可。

2 不用品の取扱い事項および落札決定後の手続

落札者は、次の事項および手続の順序を遵守すること。手続に当たっては、各担当課へ必ず事前連絡を行うこと。

- (1) 契約締結後、契約課から落札者へ納入通知書および受領書を送付するので、落札者は期限までに代金を納入し、領収書の写しを契約課へ提出すること。
- (2) 落札者は、車両の取扱い（解体）について担当課へ確認し、車両の搬出および各手続の日時等について申し合わせること。
- (3) 搬出期限については、令和6年1月31日（水）までとする。
- (4) 落札者は、期限までに車両および付属品等を搬出すること。また、搬出に当たっては、担当課の指示のもと落札者が自ら行うこと。なお、車両は、代金納付時の現況有姿により引き渡すこととし、秋田市は、契約不適合責任を負わないものとする。
- (5) 落札者は、車両を受け取った後、担当課へ受領書を提出すること。
- (6) N o . 9 ~ N o . 1 1 の消防車両については、適正に解体し、廃棄処分すること。処分の際は、秋田市の車両と認識される塗装等を完全に抹消し、前所有者を特定できないようにすること。また、解体後は、担当課へ解体証明書を提出すること。
- (7) N o . 1 ~ N o . 8 （消防車両以外）の車両については、各担当課所室からの要件に従うこと。ただし、秋田市の車両と認識される塗装等がある場合には、それを完全に抹消（消去）し、前所有者を特定できないようにすること。なお、その際には、塗装等を完全に抹消（消去）したことが分かる写真等を契約課へ提出すること。

ア 落札者が車両を解体する場合

- (ア) 担当課へ車両および預託証明書等（A券、B券）の引渡しを依頼すること。
- (イ) 車両の解体を行い、担当課へB券および解体証明書を提出すること。

なお、車両に係る永久抹消登録手続等は担当課が行う（登録識別情報等通知書および譲渡証明書は交付しない。）。

(ウ) 自動車リサイクル法対象外の車両（No. 1～No. 4）については、預託証明書等（A券、B券）および解体証明書は不要とする。

3 問合せ先

秋田市総務部契約課 用度担当 伊勢

電話 018-888-5436